

故障車両の整備確認の手續等に関する命令の運用等について(通達)

平成14年11月26日

福岡県警察本部内訓第49号

本部長

この度、故障車両の整備確認の手續等に関する命令の運用等について(昭和36年福警交内訓第4号)の全部を次のように改正し、12月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

記

1 趣旨

この内訓は、故障車両の整備確認の手續等に関する命令(昭和35年総理府令・運輸省令第1号。以下「整備確認の命令」という。)の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 整備不良車両の検査

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第63条第1項の規定による整備不良車両の検査は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に基づき行うものとする。

3 故障車両運転許可証の記入

法第63条第3項の規定により交付する故障車両運転許可証(整備確認の命令別記様式第1)の記入要領は、次のとおりとする。

(1) 運転者欄

運転することの許可を受ける故障車両(法第63条第2項の故障車両をいう。以下同じ。)の運転者の氏名及び住所を記入すること。

(2) 道路の区間及び通行の経路欄

故障車両の装置について検査をした場所から当該故障車両を整備する場所までの区間の起点及び終点並びに当該区間内の主要通過地点を具体的に記入すること。

(3) 条件欄

故障車両を整備する場所まで運転する際の道路における危険又は他人に及ぼす迷惑を防止するため必要な条件について「時速は20キロメートル以下とすること」、「合図を行う場合は手で確実に合図すること」等具体的に記入すること。

4 整備通告書の記入

法第63条第4項の規定により交付する整備通告書(整備確認の命令別記様式第2)の記入要領等は、次のとおりとする。

(1) 運転者欄

整備通告書の交付を受ける故障車両の運転者の氏名及び住所を記入すること。

(2) 整備を要する事項欄

道路運送車両の保安基準に基づき、「右制動灯不点灯」、「消音器切断」、「左後部方

向指示器不点灯」等と具体的に記入すること。

(3) 交付場所欄

整備通告書を交付する場所を記入するとともに、当該場所を管轄する警察署名又は交通部高速道路交通警察隊名を記入すること。

(4) 整備した場所及び責任者の氏名欄

故障車両の整備を修理業者等に依頼した場合は整備を行つた工場等の所在地及び責任者の氏名を、整備通告書の交付を受けた運転者自ら整備を行つた場合は整備を行つた場所及び当該運転者の氏名を記入するよう指示すること。

(5) 備考欄

整備を行つた者が当該整備の内容を記入するよう指示すること。

5 標章のはり付け

法第63条第4項の規定によりはり付ける標章(整備確認の命令別記様式第3。以下「標章」という。)は、故障車両の前面ガラスの運転席でない側の上端に沿つてはり付けるものとする。ただし、その方法により難しい場合は、これに準じて前面の見やすい場所にはり付けるものとする。

6 運輸支局における確認の指導

5の規定により標章をはり付けた故障車両が、法第63条第7項の規定により必要な整備が行われたことについての確認に際して、ヘッドライト・テスト、ブレーキ・テストその他の自動車検査用機器を使用する必要があると認められる場合は、当該故障車両の運転者に対し、運輸支局において当該確認を受けるよう指導するものとする。

7 警察官の報告等

(1) 法第63条第5項の規定による警察署長への報告は、整備通告書を交付した場所を管轄する警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長(以下「管轄警察署長等」という。)に対し、その都度、整備通告書交付報告書(様式第1号)により行うものとする。

(2) 管轄警察署長等は、(1)の規定による報告を受けたときは、整備不良車両の確認記録書(様式第2号)を作成し、その事跡を明らかにしておくものとする。

8 地方運輸局長に対する通知

法第63条第6項の規定による地方運輸局長に対する通知は、月ごとに一括し、整備通告書交付通知書(様式第3号)により、翌月の10日までに福岡運輸支局長を経由して行うものとする。

9 必要な整備が行われていることの確認

(1) 整備確認の命令第5条第1項の規定による提示を受けた故障車両の必要な整備が行われたことについての確認は、道路運送車両の保安基準に基づき行うものとする。この場合において、当該故障車両及び整備通告書は、当該整備通告書に記入されている運転者が必ずしも提示する必要はないことから、確認に当たっては留意するものとする。

(2) 必要な整備が行われていることを確認した警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長(以下「確認警察署長等」という。)は、標章を取り除き、整備不良車両の確認記録書に確認の日付を記入するものとする。

#### 10 確認した旨の通知等

整備確認の命令第5条第2項の規定による確認警察署長等の行う通知は、必要な整備が行われていることを確認したものについて月ごとに一括し、次に定めるところにより翌月の10日までに行うものとする。

なお、行政庁(整備確認の命令第5条第1項の行政庁をいう。)において必要な整備が行われていることを確認した場合は、福岡運輸支局長から直接管轄警察署長等に通知されることとなる。

##### (1) 管轄警察署長等に対する通知

確認警察署長等から直接管轄警察署長等に、整備不良車両の確認通知書(様式第4号)を送付すること。

##### (2) 管轄地方運輸局長に対する通知

確認警察署長等から福岡運輸支局長を経由して、故障車両の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に、整備不良車両の確認通知書を送付すること。

#### 11 関係書類の保存

警察署及び交通部高速道路交通警察隊に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する文書	保存期間
故障車両の整備確認事案簿	整備通告書交付報告書	3年
	整備不良車両の確認記録書	
	整備不良車両の確認通知書	